

平成20年5月9日

各 位

会社名 アイカ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 修  
(コード番号 4206 東証・名証第1部)  
問合せ先 取締役総合企画部長 堀田 益之  
電話番号 052-409-8261

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改訂について

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を制定しておりますが、平成20年5月9日開催の取締役会において一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

### 記

#### (1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ①コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役ならびに使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守するための行動規範として、「アイカグループ社員の行動指針」を制定し、当社およびグループ全体の役職員に配布し周知徹底を図る。
- ②「企業倫理委員会」において企業活動における法令遵守とそのために必要な施策の企画や立案を行い、取締役ならびに使用人への周知徹底を図る。
- ③品質（ISO9001）・環境（ISO14001）・労働安全衛生（OHSAS18001）マネジメントシステムを「三位一体の活動」として全社に展開し、各マネジメントシステムにおいて法令・法規制等の要求事項を遵守する。
- ④内部通報制度の自浄機能を発揮させ、早期に問題点の把握と解決を図る。
- ⑤内部監査を専門とする組織「法務監査室」が、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。
- ⑥市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

①取締役の職務の執行に関する情報・文書は、社内規定および関連する文書管理マニュアルにおいて、適切な文書の保存ならびに管理体制を維持する。

②株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・子会社の代表者会議議事録・稟議書ならびに関連資料は総合企画部が、契約書ならびに関連資料などの重要文書類は法務監査室がそれぞれ保管・管理する。

③取締役、執行役員、監査役は、常時これらの文書等の閲覧または謄写ができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

①経営環境を取り巻く各種リスク（法令遵守・災害・製品・品質・物流・安全衛生・環境・情報セキュリティ）については、それぞれの対応部署において検証し、規程・ガイドラインを制定する。また、リスク評価は定期的に取締役会・監査役会に報告する。

②取締役会・監査役会は、必要に応じ各種リスクについて審議し、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士等に意見を求めるなど対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

①執行役員制度を執ることにより、業務執行の迅速化と取締役が担っていた経営機能と執行機能の分離・強化を推し進め、より一層の経営の健全性と効率性を高める。

②取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な事項を決定し、業務執行状況を監督する。

③中期経営計画はローリング方式にて見直しを行い、年度目標は中期経営計画に基づき策定する。各部門はその目標達成に向けて目標と予算を策定し、併せて具体策を立案し実行する。

(5) 当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや理念の統一をめざし、各子会社ごとに当社の取締役・執行役員等より責任担当を決め、事業を総括的に管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号、第 2 号)

監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役付を置く。監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行う。

なお、監査役付の独立性を確保するため、当該使用人に関する指揮命令権・人事権については、監査役・監査役会の事前の同意を得る。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

①取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。

②取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき法令に従い直ちに監査役会に報告する。その他、法定事項に加え、取締役との協議により決定する下記事項を報告する。

※内部統制システムの整備・運用に関わる件、子会社の監査役の監査状況、重要な会計方針、会計基準およびその変更、業績および業績見込の発表内容、重要な開示書類の内容、稟議書および監査役から要求された会議議事録など

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

①監査役と取締役・会計監査人との意見交換ならびに内部監査部門等の協力・補助体制を確保する。

②代表取締役は、監査役会・会計監査人とそれぞれ隨時意見交換会を実施する。

③監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、公認会計士等を活用する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社および当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため「内部統制委員会」を設置し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

以 上